第9期（令和6～8年度）

所得段階別 介護保険料

老齢福祉年金は？
- ある → 第1段階 21,000円（月額 1,750円）
- ない → 公的年金等の収入額とその他の合計所得金額(※1)の合計は80万円(※2)より多い？
  - 80万円(※2)以下 → 第2段階 21,000円（月額 1,750円）
  - 80万円(※2)より多い → なおかつ120万円より多い？
    - 120万円以下 → 第3段階 30,000円（月額 2,500円）
    - 120万円より多い → 第4段階 46,500円（月額 3,875円）

同一世帯に住民税が課税されている人は？
- いない → 老齢福祉年金は？
- いる → 公的年金等の収入額とその他の合計所得金額(※1)の合計は80万円(※2)より多い？
  - 80万円(※2)以下 → 第5段階 60,000円（月額 5,000円）
  - 80万円(※2)より多い → 第6段階 67,400円（月額およそ 5,616円）

ご本人の住民税は？
- 非課税 → 同一世帯に住民税が課税されている人は？
- 課税 → 合計所得金額によって14段階に分かれます。「合計所得金額」については右ページをご覧ください。
  - 合計所得金額が125万円未満 → 第7段階 78,700円（月額およそ 6,558円）
  - 合計所得金額が125万円以上160万円未満 → 第8段階 90,300円（月額 7,525円）
  - 合計所得金額が160万円以上210万円未満 → 第9段階 92,300円（月額およそ 7,691円）
  - 合計所得金額が210万円以上320万円未満 → 第10段階 109,300円（月額およそ 9,108円）
  - 合計所得金額が320万円以上420万円未満 → 第11段階 123,600円（月額 10,300円）
  - 合計所得金額が420万円以上520万円未満 → 第12段階 145,800円（月額 12,150円）
  - 合計所得金額が520万円以上620万円未満 → 第13段階 152,100円（月額 12,675円）
  - 合計所得金額が620万円以上720万円未満 → 第14段階 177,500円（月額およそ 14,791円）
  - 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満 → 第15段階 183,800円（月額およそ 15,316円）
  - 合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満 → 第16段階 223,400円（月額およそ 18,616円）
  - 合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満 → 第17段階 247,200円（月額 20,600円）
  - 合計所得金額が3,000万円以上5,000万円未満 → 第18段階 270,900円（月額 22,575円）
  - 合計所得金額が5,000万円以上1億円未満 → 第19段階 289,100円（月額およそ 24,091円）
  - 合計所得金額が1億円以上 → 第20段階 305,000円（月額およそ 25,416円）

(※1)その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得金額を差し引いたものです。

●第1段階～第4段階に記載されている金額は公費による負担軽減後の額です(軽減前は第1･2段階が34,500円、第3段階が46,400円、第4段階が48,400円)。
●老齢福祉年金とは、国民年金が発足した昭和36年の当時に既に高齢等であったことを理由に国民年金を受け取ることができない方を救済するために設けられた制度です。
●公的年金等の収入額には、障害年金や遺族年金等の非課税年金は含みません。
●生活保護を受給されている方は第1段階となります。
●第8期において、税制改正による給与所得及び公的年金控除の控除額の引き下げが影響しないよう、特例措置を講じていました(介護保険法施行令附則第23条)が、第9期以後については継続しません(第2段階～第6段階の方については、引き続き、給与所得金額及び年金所得金額の片方または両方の合計から10万円を限度とした控除を行います)。
(※2)令和7年度分の保険料から、第2段階及び第5段階の基準所得金額が80万円から80万9千円に改正されました。

合計所得金額とは

介護保険料は、被保険者本人の所得や世帯の課税状況等により算定されます。保険料の算定には「合計所得金額」を用います。

- ・事業所得
- ・雑所得(公的年金等)
- ・利子所得
- ・総合課税の配当所得
- ・総合課税の短期譲渡所得
- ・不動産所得
- ・給与所得
- ・総合課税の長期譲渡所得
- ・一時所得の2分の1

※損益通算(同一年度内で発生した利益と損失を相殺)後の金額(注1)

＋

分離課税の
- ・短期譲渡所得
- ・長期譲渡所得
- ・上場株式等に係る配当所得
- ・株式等に係る譲渡所得等
- ・先物取引に係る雑所得等
- ・山林所得

＝

合計所得金額

※分離課税の譲渡所得の特別控除を受けている場合は、その適用前の金額が合計所得金額となりますが、介護保険料算定の際には、適用後の金額を用います(平成30年度からの措置です)。

(注1)
右記の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。
- ・純損失や雑損失の繰越控除
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ・上場株式等に係る配当所得等の繰越控除
- ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
- ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除